

(株)ケアネット小山サービスセンター訪問事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、(株)ケアネットが開設する介護保険法による指定訪問介護／介護予防訪問介護事業所、および第1号訪問事業所「小山サービスセンター」(以下「事業所」という)が行う訪問事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社ケアネット小山サービスセンター
- 二 所在地 小山市城東5丁目8番10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤職員1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
また管理者は、事業所の従業者に訪問介護の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名(常勤職員1名)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員 2級課程終了者 介護福祉士等 常勤換算2.5名以上
訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。
- 四 事務職員 3名(常勤職員1名、非常勤職員2名)
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 祝日を含む毎日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 センター事務所営業時間 午前9時～午後5時
ただし、利用者の希望がある場合は、上記時間以外の時間も対応する。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護／介護予防訪問介護および第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は介護保険法にあっては厚生労働大臣、市の総合事業にあっては市が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費(24円/km)を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小山市、結城市、下野市(旧南河内町、旧国分寺町)とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の健康状態の維持を図るために、年一回の定期健康診断を実施する。

二 訪問介護事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(事故発生時の対応)

第10条 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 2 継続研修 毎月

二 従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう指導する。

三 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、(株)ケアネット代表取締役社長と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

初版制定	平成14年 6月 3日
2版制定	平成18年10月 2日
3版制定	平成24年 4月 1日
4版制定	平成29年 1月 1日
5版制定	平成31年 4月 1日